

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年12月20日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役頭取 タッド・バッジ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	28,969	30,954	32,066	61,485	63,059
連結経常利益	百万円	12,862	13,574	9,258	25,644	22,747
連結中間純利益	百万円	6,703	8,514	8,260		
連結当期純利益	百万円				14,543	14,570
連結純資産額	百万円	53,113	70,365	82,940	62,051	76,301
連結総資産額	百万円	1,156,742	1,327,823	1,440,366	1,231,714	1,450,163
1株当たり純資 産額	円	379,385.09	502,610.87	118,486.05	443,221.65	545,011.65
1株当たり中間 純利益	円	47,883.20	60,817.24	11,800.37		
1株当たり当期 純利益	円				103,884.47	104,076.22
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	円					
連結自己資本比 率(国内基準)	%	8.85	9.35	9.04	9.23	8.84
営業活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	60,213	78,777	76,369	100,749	51,369
投資活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	87,830	72,488	38,783	51,656	5,034
財務活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	6,000	3,000	1,300	3,060	3,000
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	151,919	81,438	92,667		
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円				78,149	131,553
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	720 [264]	900 [225]	979 [184]	837 [258]	960 [213]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
5. 当行は、平成15年度より証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。なお、平成15年度中間連結会計期間及び平成16年度中間連結会計期間につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりませんが、参考情報として記載しております。
6. 平成17年9月1日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。
 なお、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

		平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	75,877.01	100,522.17	88,644.33	109,002.33
1株当たり中間純利益	円	9,576.64	12,163.44		
1株当たり当期純利益	円			20,776.89	20,815.24
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円				
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円				

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	27,362	29,204	31,133	58,190	60,225
経常利益	百万円	11,910	13,035	8,178	24,651	22,059
中間純利益	百万円	6,446	8,263	8,076		
当期純利益	百万円				13,806	13,175
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	140	140	700	140	140
純資産額	百万円	54,296	70,721	82,092	62,772	75,557
総資産額	百万円	1,165,733	1,321,308	1,439,487	1,226,087	1,444,080
預金残高	百万円	1,067,831	1,213,137	1,307,195	1,118,363	1,329,918
貸出金残高	百万円	598,324	730,439	918,583	691,091	860,630
有価証券残高	百万円	335,527	443,317	329,905	371,680	364,597
1株当たり中間 配当額	円	-	-	-		
1株当たり配当 額	円				7,142.85	9,285.71
単体自己資本比 率(国内基準)	%	8.90	9.43	8.93	9.29	8.77
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	635 [244]	794 [189]	913 [171]	717 [224]	879 [185]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当行は、第3期より証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。なお、第3期中及び第4期中につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりませんが、参考情報として記載しております。

3. 平成17年9月1日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社については、当中間連結会計期間中に、みのり債権回収株式会社が新たに子会社となりました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに当行の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (又は被 所有)割 合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) みのり債権回収 株式会社	東京都 港区	500	債権管理 回収業	100	9 (2)	-	-	-	-

なお、平成17年12月13日に、みのり債権回収株式会社は、T S B債権管理回収株式会社に社名を変更しております。

また、連結子会社であった株式会社キャッシュポイントは、当中間連結会計期間末日において特別清算手続き中でありましたが、平成17年11月9日付で特別清算が終結しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	当行	その他	合計
従業員数(人)	913 [171]	66 [13]	979 [184]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 185人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	913 [171]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 173人を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（金融経済環境）

当中間連結会計期間における経済情勢を振り返りますと、中国が高成長を維持し世界経済を牽引するとともに、米国景気も引き続き堅調に推移しました。日本経済は、企業業績の改善を背景とした民間設備投資・個人消費の拡大を反映し、しっかりした歩調を続けました。また金融界においては、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、一層の中小企業金融の再生促進、地域貢献、利用者保護の確保を図ることが求められました。

（経営方針）

当行グループは、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、ESPの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育（Education）の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策（Solution）を提供し、さらに密接なパートナーシップ（Partnership）を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営の基本方針として掲げております。

首都圏では多くの金融機関が営業を展開し、競合の厳しいマーケットではありますが、地方金融機関としての当行の役割を考えると、お客さまの要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、或いは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行としては、経営の基本方針に沿って、特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。

（当中間連結会計期間の業績）

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末から9,797百万円減少して1,440,366百万円となりました。このうち貸出金は923,946百万円で、前連結会計年度末から55,831百万円（6.43%）増加しております。

また、有価証券は324,694百万円で、前連結会計年度末より35,576百万円減少しております。

負債総額は、前連結会計年度末より16,436百万円減少して1,357,426百万円となりました。このうち、預金は前連結会計年度末より22,670百万円減少の1,305,406百万円であります。その内訳を預金者別に見ると、個人のお客さまからの預金が1,048,407百万円で、預金全体の80%を占めております。また、純資産額は、前連結会計年度末より6,639百万円増加し82,940百万円となりました。

損益につきましては、経常収益が32,066百万円、経常費用が22,808百万円で、経常利益は9,258百万円となりました。このうち資金運用収支は18,361百万円、役員取引等収支は3,306百万円、その他業務収支は1,022百万円で、営業経費は13,341百万円であります。また、貸倒引当金取崩益4,587百万円を主とする特別利益5,309百万円と、特別損失484百万円により、税金等調整前中間純利益は14,083百万円、中間純利益は8,260百万円となりました。

当行グループは、銀行業以外にクレジットカード業務等の金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本比率（国内基準）は、連結ベースで9.04%、銀行単体ベースで8.93%となりました。

なお、当半期報告書は当行が最初に提出する半期報告書であるため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

（キャッシュ・フローの状況）

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から38,885百万円減少して92,667百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、貸出金の増加と預金の減少等により、76,369百万円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却による収入等により、38,783百万円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金の支払いにより、1,300百万円の支出となりました。

なお、当半期報告書は当行が最初に提出する半期報告書であるため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は18,361百万円、役務取引等収支は3,306百万円、その他業務収支は1,022百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は17,212百万円、役務取引等収支は3,310百万円、その他業務収支は558百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は1,149百万円、役務取引等収支は 0百万円、その他業務収支は477百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	17,212	1,149		18,361
うち資金運用収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	20,737	1,913	104	(272) 22,273
うち資金調達費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,525	763	104	(272) 3,911
役務取引等収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,310	0	3	3,306
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5,421	3	989	4,435
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,110	4	986	1,129
その他業務収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	558	477	13	1,022
うちその他業務収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	727	502	17	1,213
うちその他業務費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	169	25	3	191

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引及び国内(連結)子会社、「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息(当中間連結会計期間 11百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定平残は1,360,046百万円となりました。その内訳は、貸出金906,576百万円と有価証券364,318百万円が大半を占めております。また、資金運用勘定利息は22,273百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは3.26%となりました。なお、部門別の資金運用勘定利回りは、国内業務部門が3.10%、国際業務部門が2.54%であります。

資金調達勘定平残は1,321,835百万円となりました。その内訳は、預金1,316,926百万円が大半を占めております。また、資金調達勘定利息は3,911百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.59%となりました。なお、部門別の資金調達勘定利回りは、国内業務部門が0.54%、国際業務部門が1.03%であります。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	(102,548) 1,333,648	(272) 20,737	3.10
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	911,286	18,196	3.98
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	11	0	2.55
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	231,606	907	0.78
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	31,972	0	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	5,004	1	0.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,289,039	3,525	0.54
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,277,134	3,420	0.53
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,497	1	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	12,667	114	1.80

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」は当行の円建取引(対非居住者取引は除く)及び国内(連結)子会社であります。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(当中間連結会計期間 4,262百万円)及び利息(当中間連結会計期間11百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	149,662	1,913	2.54
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	9,068	154	3.39
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	137,834	1,709	2.47
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,435	21	3.03
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	993	27	5.53
資金調達勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	(102,548) 147,177	(272) 763	1.03
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	41,607	455	2.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 「国際業務部門」は当行の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,380,761	20,715	1,360,046	22,378	104	22,273	3.26
うち貸出金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	920,354	13,777	906,576	18,350	104	18,246	4.01
うち商品有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	11		11	0		0	2.55
うち有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	369,440	5,122	364,318	2,616		2,616	1.43
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	33,408		33,408	22		22	0.13
うち預け金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	5,998	1,815	4,183	29	0	29	1.40
資金調達勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,333,668	11,832	1,321,835	4,016	104	3,911	0.59
うち預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,318,742	1,815	1,316,926	3,875	0	3,875	0.58
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	3,497		3,497	1		1	0.07
うち借入金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	12,667	10,017	2,650	114	104	9	0.74

（注）1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2．資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（当中間連結会計期間4,262百万円）及び利息（当中間連結会計期間11百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3．相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務、投資・資本及び取引高の消去額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預金・貸出業務、証券関連業務及び為替業務を中心に合計で4,435百万円となりました。役務取引等費用は支払為替手数料を含めて合計で1,129百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5,421	3	989	4,435
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,392		317	2,075
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	568	3		571
うち証券関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	701			701
うち代理業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	202			202
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1			1
うち保証業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	765	0	672	93
うち信託関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち保険業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	790			790
役務取引等費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,110	4	986	1,129
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	49	2		52

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び国内連結子会社であります。

2. 「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,261,119	46,076	1,788	1,305,406
うち流動性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	326,421		1,480	324,940
うち定期性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	926,462		308	926,154
うちその他	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	8,235	46,076		54,311
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	10,000			10,000
総合計	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,271,119	46,076	1,788	1,315,406

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内	923,946	100.00
製造業	14,310	1.55
農業	498	0.05
林業	119	0.01
漁業	104	0.01
鉱業	267	0.02
建設業	6,660	0.72
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.00
情報通信業	12,163	1.32
運輸業	8,923	0.97
卸売・小売業	24,448	2.65
金融・保険業	72,828	7.88
不動産業	259,313	28.07
サービス業	163,232	17.67
地方公共団体	1,307	0.14
その他	359,758	38.94
海外	-	-
政府等	-	-
金融機関	-	-
その他	-	-
合計	923,946	

(注) 「国内」とは当行及び国内(連結)子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	138,820			138,820
地方債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	109			109
社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	36,547			36,547
株式	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	8,695		5,306	3,389
その他の証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,513	143,314		145,827
合計	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	186,686	143,314	5,306	324,694

(注) 1. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

2. 相殺消去額は、投資と資本の相殺消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	当中間会計期間 (百万円)
業務粗利益	21,289
経費(除く臨時処理分)	12,683
人件費	5,444
物件費	6,492
税金	746
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,605
一般貸倒引当金繰入額	-
業務純益	8,605
うち債券関係損益	1,051
臨時損益	427
株式関係損益	-
不良債権処理損失	3,643
貸出金償却	3,643
個別貸倒引当金繰入額	-
その他の債権売却損等	-
その他臨時損益	3,216
経常利益	8,178
特別損益	5,718
うち動産不動産処分損益	333
うち貸倒引当金取崩益	4,807
税引前中間純利益	13,896
法人税、住民税及び事業税	6,042
法人税等調整額	221
中間純利益	8,076

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	当中間会計期間 （％）
(1) 資金運用利回	3.07
（イ）貸出金利回	3.94
（ロ）有価証券利回	0.78
(2) 資金調達原価	2.51
（イ）預金等利回	0.53
（ロ）外部負債利回	-
(3) 総資金利鞘	0.56

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	当中間会計期間 （％）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	21.77
業務純益ベース	21.77
中間純利益ベース	20.43

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	当中間会計期間 （百万円）
預金（末残）	1,307,195
預金（平残）	1,318,742
貸出金（末残）	918,583
貸出金（平残）	900,152

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	当中間会計期間 (百万円)
個人	1,048,407
法人	258,788
合計	1,307,195

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	当中間会計期間 (百万円)
消費者ローン残高	282,023
住宅ローン残高	248,992
その他ローン残高	33,031

(4) 中小企業等貸出金

		当中間会計期間
中小企業等貸出金残高	百万円	853,326
総貸出金残高	百万円	918,583
中小企業等貸出金比率	/ %	92.89
中小企業等貸出先件数	件	55,037
総貸出先件数	件	55,102
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.88

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-
信用状	-	-
保証	264	3,996
計	264	3,996

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目	資本金	21,000
	うち非累積的永久優先株	-
	資本剰余金	19,000
	利益剰余金	42,548
	連結子会社の少数株主持分	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-
	その他有価証券の評価差損()	-
	自己株式()	-
	為替換算調整勘定	-
	営業権相当額()	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-
	連結調整勘定相当額()	-
	計 (A)	82,548
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-
	一般貸倒引当金	11,532
	負債性資本調達手段等	3,000
	うち永久劣後債務(注2)	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	3,000
	計	14,532
	うち自己資本への算入額 (B)	9,350
控除項目	控除項目(注4) (C)	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	91,899
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,008,178
	オフ・バランス取引項目	7,896
	計 (E)	1,016,075
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		9.04

- (注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日
		金額（百万円）
基本的項目	資本金	21,000
	うち非累積的永久優先株	-
	資本準備金	19,000
	その他資本剰余金	-
	利益準備金	2,000
	任意積立金	-
	中間未処分利益	39,697
	その他	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-
	自己株式（ ）	-
	営業権相当額（ ）	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-
	計（ A ）	81,697
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-
	一般貸倒引当金	10,791
	負債性資本調達手段等	3,000
	うち永久劣後債務（注2）	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	3,000
	計	13,791
	うち自己資本への算入額（ B ）	9,366
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	91,064
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,010,576
	オフ・バランス取引項目	8,134
	計（ E ）	1,018,711
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（ % ）		8.93

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	57
危険債権	214
要管理債権	94
正常債権	8,882

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行グループは、子会社を含む東京スター銀行グループのガバナンスの一層の強化と、常に収益性を保ちながら市場のニーズに答えるため、共通の枠組みに基づき把握した多様なリスクを勘案して収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

一方、営業の観点からは、首都圏で多くの金融機関が営業を展開し、競争の厳しいマーケットであります。地域金融機関としての当行の役割を考えると、お客さまの要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、或いは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行としては、経営の基本方針に沿って、特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。

「Financial Freedom / お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、中小企業並びに個人の顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした革新的ビジネスを展開しております。当行では、E S Pと呼んでおりますが、単に、金融商品を販売するだけでなく、顧客に資産管理の方法や金融知識を提供する教育 (Education) の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策 (Solution) を提供し、さらに、顧客との密接なパートナーシップ (Partnership) を構築しながら、顧客の成功を実現していきます。

< 法人金融 >

当行がターゲットとしたい産業分野としては、小売・流通業、医療・環境等新分野産業、アミューズメント等のサービス産業があります。業種横断的には、証券化、不動産ノンリコースファイナンス等の高度な金融サービスを提供する専担部署を設けており、顧客のニーズに応じてまいります。

また、中小・零細企業からの資金ニーズに関しては、「行き過ぎた担保主義からの脱却」をテーマに、従来の企業融資の形態にとらわれない独自のスモールビジネスローン (S B L) を提供しております。S B Lは、当行が独自に開発したローンスコアリングにより簡易かつ迅速な審査を行うもので、リスクに見合ったリターンを見極めつつ、中小・零細企業への円滑な資金供給の役割を果たします。

さらには、戦略的、効率的な営業展開を果たすべく、外部組織とのネットワークを上手く活用し、重点戦略分野への経営資源投入を実現させていきます。ネットワークの具体例としては、ベンチャーキャピタルやコンサルティングファーム等を通じたM & Aサポート、事業再生支援、ベンチャー企業支援のためのネットワーク、地方金融機関との連携によるビジネスマッチング情報提供のためのネットワーク、政府系金融機関との連携を通じた協調融資等のためのネットワーク等を視野に入れております。

< リテール金融 >

目標は、マーケットシェアの拡大ではなく、革新的で常に新しいアイデアを提供し、お客さま一人ひとりにとって最高の銀行であることを目指しております。

個性を重視した店舗展開

当行が積極的に展開している「ファイナンシャル・ラウンジ」は、お客さまにゆったりとした気分でご相談いただける「コーチング・ブース」を中心にデザインされており、資産形成のための情報とアドバイスを提供しています。定期的に「資産運用セミナー」を開催するなど、資産運用のご相談に特化した店舗づくりを行ってまいります。

多面的なマーケティング活動

お客さまの心理を定性・定量的に分析し、分析データに基づいた中長期的なマーケティング戦略を構築しております。外貨預金・住宅ローンなどの各種商品について、エリア毎に細分化した広告戦略を展開し、新聞広告のみならず多種多様なマルチチャネルでのアプローチを行ってまいります。また、お客さまの資産運用をサポートする一環として、各種セミナーの開催やホームページにおいても各商品情報を積極的に提供していく所存です。

お客さま指向の商品開発

銀行に対する個人のお客さまのニーズは、資金決済、消費者ローン、住宅ローン、資産運用、保険商品の五つに大別し、金融を総合的にマネジメントする観点から、これらの五つのニーズを満たすことを意識しつつ商品開発を進めてまいります。その集大成として販売している新型総合口座「スターワン口座」は、資金決済、円・外貨預金から住宅ローン、投資信託、年金保険まで一括して管理できるもので資産運用とローンを統合するという独自の考え方に基づく画期的な銀行口座であります。

お客さま一人ひとりのポートフォリオ・マネジャーとして

当行スタッフは高度な金融知識を有し、お客さまの中長期的なパートナーとしてその時々で一番適した商品をご提供する、さらにマーケットの変化を分析しながらポートフォリオの組み替えをご提案してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

新設

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行		福岡出張所	福岡県福岡市	店舗	-	-	1	5	6	-

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,800,000
計	2,800,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成17年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成17年12月20日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	700,000	700,000	東京証券取引所 市場第一部（注）	
計	700,000	700,000		

（注）中間会計期間末においては非上場でありましたが、平成17年10月25日付で東京証券取引所市場第一部に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

中間会計期間末現在において、該当事項はありません。

なお、当行は、平成17年6月24日開催の第5回定時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月12日付けで当該新株予約権の発行を取締役会において、以下のとおり決議しております。

1. 銘柄

株式会社東京スター銀行第1回新株予約権

2. 発行数

新株予約権 1,400個（新株予約権1個につき普通株式5株）

3. 発行価格

無償

4. 発行価額の総額

3,085,901,000円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当行普通株式 7,000株

ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、440,843円とする。

ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、次の または の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当行普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記及びに定める場合の他、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

1株当たり 220,422円

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには当行取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当行の執行役4名、及び使用人69名並びに当行子会社の取締役1名 合計 74名

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

完全子会社

13. 勧誘の相手先と提出会社との取決めの内容

新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合には、原則新株予約権を当行へ返還する。

新株予約権者が当行又は当行の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員（監査役を含む。以下同じ。）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（新株予約権者が死亡した場合を除く）。

新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。

新株予約権者が破産手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた場合。

新株予約権者が当行または当行の関係会社の就業規程に定める出勤停止7日以上の懲戒処分を受けた場合。

新株予約権者が法令もしくは当行の社内規程等に違反するなどして、当行に対する背信行為があったと認められる場合。

新株予約権者が当行との間で締結する新株予約権割当契約書（以下「本契約」という。）の規定に違反した場合。

新株予約権者が、当行に対して、書面により、本新株予約権の全部または一部の返還もしくは本契約の解除を申し出た場合（なお、新株予約権者が本新株予約権の一部の返還を申し出た場合においては、当該一部のみが当行に返還されるものとする。）。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年9月1日(注)	560	700		21,000,000		19,000,000

(注) 平成17年9月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を行ったものであります。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
LSF-TS Holdings SCA	Boulevard de la Plaine, 1050 Brussels, Belgium	334	47.82
LSF Tokyo Star Holdings SCA	Boulevard de la Plaine, 1050 Brussels, Belgium	334	47.81
TSB Manager, LLC	717 North Harwood, Suite 2200, Dallas, Texas 75201, U.S.A.	19	2.77
ロバート・エム・ベラーディ	東京都目黒区青葉台2-11-7	7	1.00
タッド・バッジ	東京都渋谷区鉢山町9-10 ヒルハウス代官山A	4	0.60
計		700	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 700,000	700,000	
端株			
発行済株式総数	700,000		
総株主の議決権		700,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

なお、当行は、平成17年12月12日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定及び当行定款の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。

(1)自己株式の取得を行う理由

当行及び当行子会社の役職員に対してストックオプションを実施すること、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため

(2)取得の内容

取得する株式の種類 当行普通株式

取得する株式の総数 7,000株(上限)

株式の取得金額の総額 40億円(上限)

自己株式買受けの日程 平成17年12月12日開催の取締役会終結の時から平成18年3月期決算確定日前日まで

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当行株式は平成17年10月25日付で、東京証券取引所市場第一部に上場しております。

3 【役員の状況】

(1)取締役の状況

新任取締役

該当事項はありません。

退任取締役

該当事項はありません。

(2)執行役の状況

新任執行役

該当事項はありません。

退任執行役

該当事項はありません。

役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当半期報告書は最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。
4. 当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の連結 貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		109,242	7.59	152,792	10.54
コールローン		474	0.03	1,307	0.09
買入金銭債権		53,627	3.72	50,264	3.47
商品有価証券		9	0.00	12	0.00
金銭の信託		4,238	0.29	4,235	0.29
有価証券	7	324,694	22.54	360,270	24.84
貸出金	1,2,3, 4,5,6, 7,8	923,946	64.15	868,115	59.86
外国為替	5	307	0.02	236	0.02
その他資産		16,732	1.16	9,476	0.65
動産不動産	7,9	14,767	1.03	16,591	1.14
繰延税金資産		11,527	0.80	11,004	0.76
支払承諾見返		3,758	0.26	4,005	0.28
貸倒引当金		22,959	1.59	28,149	1.94
資産の部合計		1,440,366	100.00	1,450,163	100.00
(負債の部)					
預金	7	1,305,406	90.63	1,328,076	91.58
譲渡性預金		10,000	0.69	-	-
借入金	7	1,000	0.07	4,300	0.30
外国為替		-	-	5	0.00
社債	10	3,000	0.21	3,000	0.21
その他負債		32,404	2.25	32,215	2.22
賞与引当金		928	0.07	1,416	0.10
役員賞与引当金		495	0.03	235	0.01
連結調整勘定		433	0.03	607	0.04
支払承諾		3,758	0.26	4,005	0.28
負債の部合計		1,357,426	94.24	1,373,862	94.74

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の連結 貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金		21,000	1.46	21,000	1.45
資本剰余金		19,000	1.32	19,000	1.31
利益剰余金		42,548	2.95	35,588	2.45
その他有価証券評価差額 金		391	0.03	713	0.05
資本の部合計		82,940	5.76	76,301	5.26
負債及び資本の部合計		1,440,366	100.00	1,450,163	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		32,066	100.00	63,059	100.00
資金運用収益		22,273		41,121	
(うち貸出金利息)		(18,246)		(34,540)	
(うち有価証券利息 配当金)		(2,616)		(4,441)	
役務取引等収益		4,435		9,480	
その他業務収益		1,213		1,407	
その他経常収益	1	4,143		11,049	
経常費用		22,808	71.13	40,311	63.93
資金調達費用		3,923		5,137	
(うち預金利息)		(3,875)		(4,963)	
役務取引等費用		1,129		1,718	
その他業務費用		191		2,033	
営業経費		13,341		23,991	
その他経常費用	2	4,223		7,430	
経常利益		9,258	28.87	22,747	36.07
特別利益	3	5,309	16.56	1,900	3.01
特別損失	4	484	1.51	1,220	1.93
税金等調整前中間(当期) 純利益		14,083	43.92	23,428	37.15
法人税、住民税及び事業税		6,043	18.85	11,996	19.02
法人税等調整額		220	0.69	3,138	4.98
少数株主損失		-	-	0	0.00
中間(当期)純利益		8,260	25.76	14,570	23.11

【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		19,000	19,000
資本剰余金中間期末 (期末)残高		19,000	19,000
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		35,588	22,017
利益剰余金増加高		8,260	14,570
中間(当期)純利益		8,260	14,570
利益剰余金減少高		1,300	1,000
配当金		1,300	1,000
利益剰余金中間期末 (期末)残高		42,548	35,588

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー			
税金等調整前中間 (当期)純利益		14,083	23,428
減価償却費		724	1,293
減損損失		25	-
連結調整勘定償却額		138	279
貸倒引当金の増加額		914	3,150
賞与引当金の増加額		488	539
役員賞与引当金の 増加額		260	54
資金運用収益		22,273	41,121
資金調達費用		3,923	5,137
有価証券関係損益 ()		2,787	1,150
金銭の信託の運用損 益()		147	74
動産不動産処分損益 ()		308	412
貸出金の純増() 減		58,033	164,194
預金の純増減()		22,669	213,736
譲渡性預金の純増減 ()		10,000	-
借入金(劣後特約付 借入金を除く)の純 増減()		3,300	2,400
預け金(日銀預け金 を除く)の純増 ()減		4,996	11,603
コールローン等の純 増()減		2,531	6,206
外国為替(資産)の 純増()減		70	521
外国為替(負債)の 純増減()		5	11
資金運用による収入		18,526	31,656
資金調達による支出		714	1,587
その他		1,984	1,039
小計		63,828	67,055

		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
法人税等の支払額 (仮納付分を含む)		12,541	15,686
営業活動によるキャッ シュ・フロー		76,369	51,369
投資活動によるキャッ シュ・フロー			
有価証券の取得によ る支出		223,706	422,984
有価証券の売却によ る収入		184,228	262,981
有価証券の償還によ る収入		76,691	167,352
金銭の信託の増加に よる支出		-	4,621
金銭の信託の減少に よる収入		230	1,795
動産不動産の取得に よる支出		648	2,303
動産不動産の売却に よる収入		2,356	2,956
子会社株式の取得に よる支出		-	141
連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出		367	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー		38,783	5,034
財務活動によるキャッ シュ・フロー			
劣後特約付借入金の 返済による支出		-	2,000
配当金支払額		1,300	1,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,300	3,000
現金及び現金同等物の 増加額		38,885	53,403
現金及び現金同等物の 期首残高		131,553	78,149
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	92,667	131,553

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 (株)TSBキャピタル みのり債権回収(株) なお、みのり債権回収(株) は、株式の取得により、当中 間連結会計期間から連結して おります。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略しま した。</p>
2. 連結子会社の(中間)決 算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次 のとおりであります。 9月末日 4社 6月末日 1社</p> <p>(2) 6月末を中間決算日とする子会 社については、9月末日現在で実 施した仮決算に基づく財務諸表に より、またその他の子会社につい ては、それぞれの中間決算日の財 務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のと りであります。 3月末日 4社</p>
3. 会計処理基準に関する事 項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は移動平均法によ り算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、満期保有目 的の債券については移動平均法に よる償却原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価のあるもの については、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法(売却原 価は移動平均法により算定)、時 価のないものについては、移動平 均法による原価法又は償却原価法 (定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移動平均法 により算定)により行っておりま す。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保 有目的の債券については移動 平均法による償却原価法(定 額法)、その他有価証券のう ち時価のあるものについて は、連結決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算 定)、時価のないものについ ては、移動平均法による原価 法又は償却原価法(定額法) により行っております。 なお、その他有価証券の評 価差額については、全部資本 直入法により処理しておりま す。 (ロ) 金銭の信託において信託財 産を構成している有価証券の 評価は、上記(1)及び(2) (イ)と同じ方法により行っ ております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 同左</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：31年～40年 動産：2年～5年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理</p> <p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	<p>(5) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理</p> <p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,211百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,937百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	

	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(12) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上してありません。
4. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>「地方税等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年 3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,979百万円、延滞債権額は25,686百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)182百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7百万円であります。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,546百万円、延滞債権額は30,429百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)205百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6百万円であります。</p>

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																								
<p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,677百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,351百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、437百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、1,570百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、282百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="156 1413 491 1597"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,226百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>6,059百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>591百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等48,416百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,268百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,226百万円	貸出金	6,059百万円	担保資産に対応する債務		借入金	1,000百万円	預金	591百万円	<p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,637百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,620百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、205百万円であります。</p> <p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,796百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,335百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="563 1413 898 1597"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,308百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>6,458百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,300百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>564百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等57,376百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は2,255百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,308百万円	貸出金	6,458百万円	担保資産に対応する債務		借入金	4,300百万円	預金	564百万円
担保に供している資産																									
有価証券	24,226百万円																								
貸出金	6,059百万円																								
担保資産に対応する債務																									
借入金	1,000百万円																								
預金	591百万円																								
担保に供している資産																									
有価証券	24,308百万円																								
貸出金	6,458百万円																								
担保資産に対応する債務																									
借入金	4,300百万円																								
預金	564百万円																								

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,377百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が35,604百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 3,250百万円</p> <p>10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、113,819百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が62,439百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 2,980百万円</p> <p>10. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、買取債権回収益2,642百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却3,676百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には貸倒引当金取崩益4,587百万円及び動産不動産処分益719百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、動産不動産処分損410百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、買取債権回収益6,443百万円及び貸出金売却益1,617百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、貸出金償却4,055百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益にはクレジットカード業務に係る営業権売却益803百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位: 百万円) 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 109,242 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 16,575 現金及び現金同等物 92,667	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位: 百万円) 平成17年3月31日現在 現金預け金勘定 152,792 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 21,239 現金及び現金同等物 131,553

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間連結会計期間末残 高相当額 取得価額相当額 動産 66百万円 減価償却累計額相当額 動産 44百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 22百万円 なお、取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間末残高が 有形固定資産の中間連結会計期間末 残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法により算定しておりま す。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高 相当額 1年内 12百万円 1年超 10百万円 合計 22百万円 なお、未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未経過リー ス料中間連結会計期間末残高が有形 固定資産の中間連結会計期間末残高 等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 6百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リ ース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 66百万円 減価償却累計額相当額 動産 37百万円 年度末残高相当額 動産 28百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リー ス料年度末残高が有形固定資産の年 度末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法によっており ます。 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 12百万円 1年超 16百万円 合計 28百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額 は、未経過リース料年度末残高が 有形固定資産の年度末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込 み法によっております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 12百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 5百万円 合計 8百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 5百万円 合計 8百万円

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

1. 売買目的有価証券(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	9	0

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	147,917	147,920	3	94	91
国債	138,806	138,820	14	93	78
地方債	109	109	0	0	0
社債	9,001	8,990	11	1	12
その他	143,248	143,977	659	1,191	532
合計	291,165	291,898	662	1,286	623

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち、複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

3. 当中間連結期間中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	183,699	1,106	55

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

内容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,389
非上場社債(事業債)	27,556
その他の証券	1,850

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年9月30日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	66,783	104,581	4,112	-
国債	55,694	83,004	121	-
地方債	-	8	100	-
社債	11,088	21,568	3,890	-
その他	13,583	59,819	39,924	-
合計	80,366	164,400	44,036	-

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	12	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	14	14	0	0	-

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」、「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表 計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	360	493	132	132	-
債券	195,815	196,682	866	878	11
国債	186,403	187,278	874	874	-
地方債	109	110	0	0	-
社債	9,303	9,294	9	2	11
その他	123,247	123,547	203	804	600
合計	319,424	320,723	1,202	1,815	612

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	262,981	763	974

5．時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	723
社債（事業債）	36,825
その他の証券	1,983

6．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	54,304	155,506	2,600	21,111
国債	35,604	130,577	-	21,111
地方債	-	8	101	-
社債	18,700	24,920	2,498	-
その他	18,861	50,938	36,613	540
合計	73,165	206,445	39,214	21,652

（金銭の信託関係）

・当中間連結会計期間末

1．運用目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	当中間連結会計期間の 損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	4,238	20

2．満期保有目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）

該当事項なし

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年9月30日現在）

該当事項なし

・前連結会計年度末

1．運用目的の金銭の信託（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	4,235	86

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	662
その他有価証券	662
()繰延税金負債	270
その他有価証券評価差額金	391

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,202
その他有価証券	1,202
()繰延税金負債	489
その他有価証券評価差額金	713

(注) その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	8,152	24	24
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		24	24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引（平成17年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引（平成17年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引（平成17年9月30日現在）
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引（平成17年9月30日現在）
該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、通貨関連で通貨スワップ取引と為替予約取引を行っております。これら取引の利用目的は、顧客の金利・為替リスクのヘッジニーズに対応するための市場でのカバー取引、当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなることにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続きに従って行っており、市場リスク・信用リスク等については、ALMチームが日々モニタリングを行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	1,277	-	2	2
	売建	82	-	0	0
	買建	1,194	-	2	2
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	1,277	-	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカードの取扱いに関する業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	118,486.05	545,011.65
1株当たり中間(当期)純利益	円	11,800.37	104,076.22
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	-	-

(注)1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	8,260	14,570
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	8,260	14,570
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	700	140

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 当行は、平成17年9月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

また、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たりの情報については、以下のとおりとなります。

		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	109,002.33
1株当たり当期純利益	円	20,815.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)										
<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>当行は、平成17年6月24日開催の第5回定時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社東京スター銀行第1回新株予約権</p> <p>(2) 発行数 新株予約権 1,400個 (新株予約権1個につき普通株式5株)</p> <p>(3) 発行価格 無償</p> <p>(4) 発行価額の総額 3,085,901,000円</p> <p>(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,000株 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、440,843円とする。 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、次の または の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>調整後</td> <td>=</td> <td>調整前</td> <td>×</td> <td>$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$</td> </tr> <tr> <td>行使価額</td> <td></td> <td>行使価額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	調整後	=	調整前	×	$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$	行使価額		行使価額			
調整後	=	調整前	×	$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$							
行使価額		行使価額									

<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>当行普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条ノ2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）</p> $\text{調整後 調整前} \quad \frac{\text{既発行 新規発 1株当た} \times \text{行株式} \times \text{り払込金}}{\text{株式数} \quad \text{数} \quad \text{額}}$ $\text{行使価} = \text{行使価} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記及びに定める場合の他、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで</p> <p>(8)新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(9)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 1株当たり 220,422円</p> <p>(10)新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(11)新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行の執行役4名、及び使用人69名並びに当行子会社の取締役1名 合計 74名</p> <p>(12)勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 完全子会社</p> <p>(13)勧誘の相手先と提出会社との取決めの内容 新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合には、原則新株予約権を当行へ返還する。 新株予約権者が当行又は当行の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員（監査役を含む。以下同じ。）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（新株予約権者が死亡した場合を除く）。 新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。 新株予約権者が破産手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた場合。 新株予約権者が当行または当行の関係会社の就業規程に定める出勤停止7日以上の懲戒処分を受けた場合。</p>	

<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>新株予約権者が法令もしくは当行の社内規程等に違反するなどして、当行に対する背信行為があったと認められる場合。</p> <p>新株予約権者が当行との間で締結する新株予約権割当契約書（以下「本契約」という。）の規定に違反した場合。</p> <p>新株予約権者が、当行に対して、書面により、本新株予約権の全部または一部の返還もしくは本契約の解除を申し出た場合（なお、新株予約権者が本新株予約権の一部の返還を申し出た場合においては、当該一部のみが当行に返還されるものとする。）。</p> <p>2. 自己株式の取得</p> <p>当行は、平成17年12月12日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定及び当行定款の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行及び当行子会社の役職員に対してストックオプションを実施すること、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため</p> <p>(2)取得の内容</p> <p>取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>取得する株式の総数 7,000株（上限）</p> <p>株式の取得金額の総額 40億円（上限）</p> <p>自己株式買受けの日程 平成17年12月12日開催の取締役会終結の時から平成18年3月期決算確定日前日まで</p>	<p>3. スtockオプション制度の採用</p> <p>商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、平成17年6月24日第5回定時株主総会終結の時に在任する当行取締役、執行役及び使用人並びに当行子会社の取締役、監査役及び使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。</p> <p>(1) 目的</p> <p>当行の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進するため。</p> <p>(2) 発行の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・株式の数（株） 1,400株 <p>新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行価額 無償 新株予約権の行使時の払込金額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 <p>行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の国内の上場証券取引所(ただし、当社普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して、当社が適切と判断する証券取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の当該上場証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{時価}}$ <p>なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>さらに、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は、適切に調整されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで <p>(3) 新株予約権の行使に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各新株予約権の一部行使はできない。 ・その他の権利行使の条件は、当行取締役会において決定する。 <p>(4) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する。 <p>(5) 新株予約権の発行に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の発行は、当行普通株式にかかる株券が国内のいずれかの証券取引所に上場され、上場の日から1ヶ月以上経過していること。 <p>4．更正通知の受領</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して、8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めものとなっております。</p> <p>当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額（請求されていない住民税及び事業税に係る延滞税を除く。）の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。</p> <p>5．債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生</p> <p>当行取引先につき、平成17年7月中旬に当行が調査を行った結果、当行に提出されていた財務資料に虚偽記載が行われていたことが判明したため、当該取引先及びその子会社に対する債権に関して平成17年7月20日付け及び同21日付けで期限の利益を喪失させました。当該取引先及びその子会社に対する債権残高は6,516百万円であり、当該債権については平成17年3月期に貸倒引当金2,175百万円を計上済みであります。当該貸倒引当金控除後の回収不能額は最大4,341百万円となる可能性があります。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)								
	<p>6. 株式分割及び同分割に伴う株式の総数の変更 平成17年9月1日付にて以下の株式分割並びに同分割に伴う株式の総数の変更を行っております。</p> <p>(1) 株式分割の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通株式1株を5株に分割し、分割により増加する普通株式数は560,000株とする。 ・株式分割基準日は平成17年8月31日とし、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき、5株の割合をもって分割する。 ・配当起算日は平成17年4月1日とする。 ・株式分割効力発生日は平成17年9月1日とする。 <p>(2) 株式分割の実施に伴う株式の総数の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行する株式の総数を560,000株から2,800,000株とする。(上記分割比率と同率とする。) ・株式総数変更の効力発生日は平成17年9月1日とする。 <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="486 920 895 1155"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度</th> <th>当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 88,644.33円</td> <td>1株当たり純資産額 109,002.33円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益 20,776.89円</td> <td>1株当たり当期純利益 20,815.24円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -</td> </tr> </tbody> </table>	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額 88,644.33円	1株当たり純資産額 109,002.33円	1株当たり当期純利益 20,776.89円	1株当たり当期純利益 20,815.24円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -
前連結会計年度	当連結会計年度								
1株当たり純資産額 88,644.33円	1株当たり純資産額 109,002.33円								
1株当たり当期純利益 20,776.89円	1株当たり当期純利益 20,815.24円								
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -								

(2) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して、8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額（請求されていない住民税及び事業税に係る延滞税を除く。）の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		108,315	7.53	149,668	10.36
コールローン		474	0.03	1,307	0.09
買入金銭債権		53,627	3.73	50,264	3.48
商品有価証券		9	0.00	12	0.00
金銭の信託		4,238	0.29	4,235	0.29
有価証券	1,8	329,905	22.92	364,597	25.25
貸出金	2,3,4, 5,6,7, 9	918,583	63.81	860,630	59.60
外国為替	7	307	0.02	236	0.02
その他資産		15,304	1.06	7,870	0.55
動産不動産	8,10	14,601	1.01	16,281	1.13
繰延税金資産		11,487	0.80	11,100	0.77
支払承諾見返		3,996	0.28	4,248	0.29
貸倒引当金		21,362	1.48	26,373	1.83
資産の部合計		1,439,487	100.00	1,444,080	100.00

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	8	1,307,195	90.81	1,329,918	92.09
譲渡性預金		10,000	0.70	-	-
外国為替		-	-	5	0.00
社債	11	3,000	0.21	3,000	0.21
その他負債		31,787	2.21	29,728	2.06
賞与引当金		920	0.06	1,387	0.10
役員賞与引当金		495	0.03	235	0.02
支払承諾		3,996	0.28	4,248	0.29
負債の部合計		1,357,395	94.30	1,368,523	94.77
(資本の部)					
資本金		21,000	1.46	21,000	1.45
資本剰余金		19,000	1.32	19,000	1.32
資本準備金		19,000		19,000	
利益剰余金		41,697	2.89	34,921	2.42
利益準備金		2,000		2,000	
中間(当期)未処分利益		39,697		32,921	
その他有価証券評価差額金		394	0.03	636	0.04
資本の部合計		82,092	5.70	75,557	5.23
負債及び資本の部合計		1,439,487	100.00	1,444,080	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		31,133	100.00	60,225	100.00
資金運用収益		21,817		39,641	
(うち貸出金利息)		(17,791)		(33,062)	
(うち有価証券利息配 当金)		(2,616)		(4,439)	
役務取引等収益		4,344		8,771	
その他業務収益		1,206		1,042	
その他経常収益	1	3,765		10,770	
経常費用		22,954	73.73	38,165	63.37
資金調達費用		3,913		5,041	
(うち預金利息)		(3,875)		(4,963)	
役務取引等費用		2,074		2,714	
その他業務費用		101		974	
営業経費	2	12,683		22,263	
その他経常費用	3	4,181		7,171	
経常利益		8,178	26.27	22,059	36.63
特別利益	4	6,177	19.84	1,086	1.80
特別損失	5	459	1.48	1,025	1.70
税引前中間(当期) 純利益		13,896	44.63	22,121	36.73
法人税、住民税及び事業 税		6,042	19.40	11,961	19.86
法人税等調整額		221	0.71	3,016	5.01
中間(当期)純利益		8,076	25.94	13,175	21.88
前期繰越利益		31,621		19,745	
中間(当期)未処分利益		39,697		32,921	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：31年～40年 動産：2年～5年 (2) ソフトウェア 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと

	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,833百万円であります。</p>	<p>認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,912百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施していません。	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は25百万円減少しております。</p> <p>当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

追加情報

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>「地方税等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 5,306百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,846百万円、延滞債権額は24,454百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファインانس(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)182百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,452百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,761百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 4,938百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,514百万円、延滞債権額は29,063百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、破綻先債権額には、DIPファインانس(再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資)205百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,421百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,005百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																
<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、1,570百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、25,216百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、437百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="156 846 491 974"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,226百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>591百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等48,416百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,214百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、84,364百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が28,591百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,226百万円	担保資産に対応する債務		預金	591百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、1,796百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、37,084百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、205百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="561 846 896 974"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,308百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>564百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等57,376百万円を差し入れております。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,604百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が56,224百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えないものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	24,308百万円	担保資産に対応する債務		預金	564百万円
担保に供している資産																	
有価証券	24,226百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	591百万円																
担保に供している資産																	
有価証券	24,308百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	564百万円																

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
10. 動産不動産の減価償却累計額 3,129百万円	10. 動産不動産の減価償却累計額 2,840百万円
11. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。	11. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。
12. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 - 百万円	12. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 - 百万円
13. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 - 百万円	13. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 - 百万円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. その他経常収益には、買取債権回収益2,642百万円を含んでおります。	1. その他の経常収益には、貸出金売却益1,617百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 389百万円 その他 243百万円	2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 807百万円 その他 338百万円
3. その他経常費用には、貸出金償却3,643百万円を含んでおります。	
4. 特別利益には、貸倒引当金取崩益4,807百万円及び動産不動産処分益719百万円を含んでおります。	
5. 特別損失には、動産不動産処分損385百万円を含んでおります。	

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																																																								
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">66百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	66百万円	減価償却累計額相当額		動産	44百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	22百万円	1年内	12百万円	1年超	10百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	1年内	3百万円	1年超	5百万円	合計	8百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">66百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">動産</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	66百万円	減価償却累計額相当額		動産	37百万円	期末残高相当額		動産	28百万円	1年内	12百万円	1年超	16百万円	合計	28百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	12百万円	1年内	3百万円	1年超	5百万円	合計	8百万円
取得価額相当額																																																									
動産	66百万円																																																								
減価償却累計額相当額																																																									
動産	44百万円																																																								
中間会計期間末残高相当額																																																									
動産	22百万円																																																								
1年内	12百万円																																																								
1年超	10百万円																																																								
合計	22百万円																																																								
支払リース料	6百万円																																																								
減価償却費相当額	6百万円																																																								
1年内	3百万円																																																								
1年超	5百万円																																																								
合計	8百万円																																																								
取得価額相当額																																																									
動産	66百万円																																																								
減価償却累計額相当額																																																									
動産	37百万円																																																								
期末残高相当額																																																									
動産	28百万円																																																								
1年内	12百万円																																																								
1年超	16百万円																																																								
合計	28百万円																																																								
支払リース料	12百万円																																																								
減価償却費相当額	12百万円																																																								
1年内	3百万円																																																								
1年超	5百万円																																																								
合計	8百万円																																																								

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当事項はありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)														
<p>1. 新株予約権の発行</p> <p>当行は、平成17年6月24日開催の第5回定時株主総会で決議した商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成17年12月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。</p> <p>(1) 銘柄 株式会社東京スター銀行第1回新株予約権</p> <p>(2) 発行数 新株予約権 1,400個 (新株予約権1個につき普通株式5株)</p> <p>(3) 発行価格 無償</p> <p>(4) 発行価額の総額 3,085,901,000円</p> <p>(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,000株 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。 なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、440,843円とする。 ただし、新株予約権の発行の前後にかかわらず、次の または の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">調整後</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">調整前</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">調整前</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">行使価額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">行使価額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">分割・併合</td> <td></td> <td style="text-align: right;">の比率</td> </tr> </table>	調整後	=	調整前	×	1	/	調整前	行使価額		行使価額		分割・併合		の比率	
調整後	=	調整前	×	1	/	調整前									
行使価額		行使価額		分割・併合		の比率									

<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>当行普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条ノ2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。）</p> $\text{調整後 調整前} \quad \frac{\text{既発行 新規発 1株当た} \times \text{行株式} \times \text{り払込金}}{\text{株式数} \quad \text{数} \quad \text{額}}$ $\text{行使価} = \text{行使価} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記及びに定める場合の他、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>(7)新株予約権の行使期間 平成19年 7月 1日から平成22年 6月30日まで</p> <p>(8)新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(9)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 1株当たり 220,422円</p> <p>(10)新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには当行取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(11)新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳 当行の執行役 4名、及び使用人69名並びに当行子会社の取締役 1名 合計 74名</p> <p>(12)勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係 完全子会社</p> <p>(13)勧誘の相手先と提出会社との取決めの内容 新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合には、原則新株予約権を当行へ返還する。 新株予約権者が当行又は当行の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員（監査役を含む。以下同じ。）または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（新株予約権者が死亡した場合を除く）。 新株予約権者が補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。 新株予約権者が破産手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた場合。 新株予約権者が当行または当行の関係会社の就業規程に定める出勤停止 7日以上の懲戒処分を受けた場合。</p>	

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>新株予約権者が法令もしくは当行の社内規程等に違反するなどして、当行に対する背信行為があったと認められる場合。</p> <p>新株予約権者が当行との間で締結する新株予約権割当契約書（以下「本契約」という。）の規定に違反した場合。</p> <p>新株予約権者が、当行に対して、書面により、本新株予約権の全部または一部の返還もしくは本契約の解除を申し出た場合（なお、新株予約権者が本新株予約権の一部の返還を申し出た場合においては、当該一部のみが当行に返還されるものとする。）。</p> <p>2. 自己株式の取得</p> <p>当行は、平成17年12月12日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定及び当行定款の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得を行うことを決議しております。</p> <p>(1)自己株式の取得を行う理由</p> <p>当行及び当行子会社の役職員に対してストックオプションを実施すること、及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため</p> <p>(2)取得の内容</p> <p>取得する株式の種類 当行普通株式</p> <p>取得する株式の総数 7,000株（上限）</p> <p>株式の取得金額の総額 40億円（上限）</p> <p>自己株式買受けの日程 平成17年12月12日開催の取締役会終結の時から平成18年3月期決算確定日前日まで</p>	<p>3. スtockオプション制度の採用</p> <p>商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、平成17年6月24日第5回定時株主総会終結の時に在任する当行取締役、執行役及び使用人並びに当行子会社の取締役、監査役及び使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。</p> <p>(1) 目的</p> <p>当行の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進するため。</p> <p>(2) 発行の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・株式の数（株） 1,400株 <p>新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>また、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行価額 無償 ・新株予約権の行使時の払込金額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。 <p>行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の国内の上場証券取引所(ただし、当行普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当行普通株式の出来高、値付率等を考慮して、当行が適切と判断する証券取引所)における当行普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の当該上場証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権の発行の前後にかかわらず、当行が当行普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}}{1}$ <p>また、当行が時価を下回る価額で当行普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(転換予約権付株式及び強制転換条項付株式の転換並びに商法第221条の2に定める単元未満株式売渡請求権及び新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{時価}}$ <p>なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済普通株式数から当行が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>さらに、当行が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は、適切に調整されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使期間 平成19年7月1日から平成22年6月30日まで <p>(3) 新株予約権の行使に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各新株予約権の一部行使はできない。 ・その他の権利行使の条件は、当行取締役会において決定する。 <p>(4) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するには、当行取締役会の承認を要する。 <p>(5) 新株予約権の発行に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の発行は、当行普通株式にかかる株券が国内のいずれかの証券取引所に上場され、上場の日から1ヶ月以上経過していること。 <p>4. 更正通知の受領</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して、8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるとなっております。</p> <p>当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額（請求されていない住民税及び事業税に係る延滞税を除く。）の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。</p> <p>5. 債権の取立不能または取立遅延のおそれの発生</p> <p>当行取引先につき、平成17年7月中旬に当行が調査を行った結果、当行に提出されていた財務資料に虚偽記載が行われていたことが判明したため、当該取引先及びその子会社に対する債権に関して平成17年7月20日付け及び同21日付けで期限の利益を喪失させました。当該取引先及びその子会社に対する債権残高は6,516百万円であり、当該債権については平成17年3月期に貸倒引当金2,175百万円を計上済みであります。当該貸倒引当金控除後の回収不能額は最大4,341百万円となる可能性があります。</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>														
	<p>6. 株式分割及び同分割に伴う株式の総数の変更 平成17年9月1日付にて以下の株式分割並び に同分割に伴う株式の総数の変更を行っており ます。</p> <p>(1) 株式分割の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通株式1株を5株に分割し、分割により増加 する普通株式数は560,000株とする。 ・ 株式分割基準日は平成17年8月31日とし、同日 最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数 を1株につき、5株の割合をもって分割する。 ・ 配当起算日は平成17年4月1日とする。 ・ 株式分割効力発生日は平成17年9月1日とす る。 <p>(2) 株式分割の実施に伴う株式の総数の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行する株式の総数を560,000株から2,800,000 株とする。(上記分割比率と同率とする。) ・ 株式総数変更の効力発生日は平成17年9月1日 とする。 <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した 場合の前期における1株当たり情報及び当期首 に行われたと仮定した場合の当期における1株 当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなりま す。</p> <table border="1" data-bbox="486 896 893 1131"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> <th>当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>1株当たり純資産額</td> </tr> <tr> <td>89,674.61円</td> <td>107,938.75円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>1株当たり当期純利益</td> </tr> <tr> <td>19,723.63円</td> <td>18,822.79円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当 り当期純利益</td> <td>潜在株式調整後1株当 り当期純利益</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	89,674.61円	107,938.75円	1株当たり当期純利益	1株当たり当期純利益	19,723.63円	18,822.79円	潜在株式調整後1株当 り当期純利益	潜在株式調整後1株当 り当期純利益	-	-
前事業年度	当事業年度														
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額														
89,674.61円	107,938.75円														
1株当たり当期純利益	1株当たり当期純利益														
19,723.63円	18,822.79円														
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	潜在株式調整後1株当 り当期純利益														
-	-														

(2) 【その他】

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額（請求されていない住民税及び事業税に係る延滞税を除く。）の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（売出し）及びその添付書類

平成17年9月15日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成17年10月3日及び平成17年10月17日関東財務局長に提出。

平成17年9月15日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

平成17年9月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号（本邦以外の地域における有価証券の売出し）に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成17年10月17日及び平成17年10月18日関東財務局長に提出

平成17年9月15日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成17年12月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券の取得の申込みの勧誘）に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東京スター銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 道美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社東京スター銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 道美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。